

令和5年度若年者を対象とした消費者啓発 SNS 広告配信業務 仕様書

1. 業務の名称

令和5年度若年者を対象とした消費者啓発SNS広告配信業務

2. 目的

本事業は、若年層が日常的に利用する SNS を活用し、「成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの注意喚起」や「消費者ホットライン188（いやや）」を県内全域に周知し、若年層の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的とする。

具体的には、啓発 CM を作成し、10代から20代の若年層とその親世代をターゲットに、動画サイトや各種 SNS へ啓発 CM を配信することで、若年者に対し、消費者契約に関する意識の高揚を図ることとする。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)までとする。

4. 業務の内容

成年年齢の引下げに伴って、若年者に関連する消費者トラブルの注意喚起と「消費者ホットライン188」を周知する啓発CMを作成し、動画サイトや各種SNSで配信する。

【啓発CMの制作について】

(1) 啓発CMの内容

- ・30秒の啓発CMを一本以上作成すること。
- ・視聴者が、成年年齢引き下げにより、若年者が消費者トラブルに巻き込まれる危険性がより高まっていることに危機感を持てる内容であり、消費者トラブルに巻き込まれた際には「消費者ホットライン188」に相談することが問題解決につながるとわかるものであること。
- ・動画の作成にあたり出演者を起用する場合は、若年者層の認知度が高く、啓発の効果が見込める者を選定すること。
- ・テレビCM、DVDによる上映、シネアド（映画上映前のCM）においても利用できる形態で納品すること（納品形態参照）。
- ・納品日から2028年3月末日までの使用を可能とすること。

(2) 納品期限

令和5年12月1日(金)

(3) 納品形態

①DVD 2 枚

②データ (mp4)

③データ (MXFファイル)

サイズ：1920×1080

動画尺：カラーバー 5 秒+クレジット 2 秒+前捨て 3 秒+実尺 (30秒)
+後捨て 3 秒

※実尺開始点より0.5秒間と終了点までの0.5秒間は無音声

音 声：1 k (-20db)

素 材：ステレオ素材

平均ラウドネス値：-24.0LKFS

(4) 納品場所

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

(5) 啓発CM制作に係る留意事項

- ・制作の進捗状況を適宜、報告するものとする。
- ・啓発CMの制作にあたっては、県担当者と十分協議するものとする。

【動画サイト、SNSでの配信について】

- (1) 若者の利用頻度の高い動画サイトやSNSにおいて以下のとおり配信を行うこととする。

種別	内容
配信エリア	三重県全域
SNS 媒体の種類と 広告タイプ	Youtube：TrueView インストリーム広告 (動画) TikTok：インフィード広告 (動画) Instagram：フィード、ストーリーズ広告
目標インプレッ ション数	Youtube：100 万回以上 TikTok：200 万回以上 Instagram：100 万回以上 計 400 万回以上
リンク先	三重県消費生活センターが指定するHP
セグメント設定	Youtube：18～24 歳、45～54 歳 Tik Tok：13～17 歳、18～24 歳、45～54 歳 Instagram：15～24 歳、45 歳～54 歳

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動画については、本業務で作成した啓発 CM を使用する。 ・ 実施にあたり、バナーや写真、投稿文等のコンテンツの作成が必要な場合は適宜、作成すること。上記コンテンツの作成に関するデータ(三重県消費生活センターが保有するキャラクター等のデータ)は、要望があれば電子データにて提供する。 ・ 仕様書に明示されていないことは、両者協議の上、決定することとする。
------	---

- (2) 広告配信期間は納品期限から委託期間終了日までの期間内の30日間とする。
 ※納品後、日程の調整を行うこととする。
- (3) 配信状況を把握した際、配信が滞るなどの状況がある場合は、本県へ報告・調整のうえ、契約金額の範囲内で対応を行う。
- (4) 広告配信に付随して、制作された成果物(投稿文やバナー等)がある場合は提出すること。また本事業の実施にあたり制作された成果物の著作権については、成果物の引き渡しをもって、三重県に帰属するものとする。

(5) 提出書類について

配信状況を把握し、媒体ごとのインプレッション数、クリック数等を記載したレポートを10日ごとに本県へ提出する。また、事業の終了時はレポート(総まとめ)を提出する。報告書の作成に当たっては、インプレッション数やクリック数等を詳細に記載すること。

- ・ 配信状況のレポート(10日ごと)

提出部数：1部

- ・ 業務完了報告書

配信状況のレポート(事業終了時の総まとめ)

提出期限：令和6年3月29日(金)

提出部数：1部

5 成果物に係る権利等の帰属について

- (1) 成果物のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果物のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- (2) 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果物の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- (3) 成果物のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著

作物については、三重県が成果物を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことを言う。以下同じ。）できるものとする。

- (4) 成果物のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果物を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (5) 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作人権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2)に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作人権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6)及び(7)の著作人権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本条における著作権の譲渡、著作人権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 成果物に係る意匠権、商標権等は、成果物等の引き渡しをもって、三重県に帰属するものとする。
- (11) 成果物の意匠権、商標権等が受託者以外の第三者に帰属している場合、受託者は、引き渡し時点までに当該権利を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- (12) 上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うこと。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生

じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

7 その他

(1) 個人情報保護

- ・本事業の実施にあたり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- ・個人情報の保護に関する法律第176条、180条及び第184条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則を規定しているので留意すること。

(2) 留意事項

- ・本事業の実施にあたっては、県との調整を十分に行い、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。
- ・本仕様に定めのない事項であっても、県が業務の履行に必要と指示する事項については、契約金額の範囲内で実施すること。
- ・やむを得ない事情で委託業務が完遂できなかった場合、委託料は協議のうえ減額することとする。